北陸電力株式会社「(仮称)あさひ風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意 見について

令和3年12月23日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)あさひ風力発電事業計画段階 環境配慮書」について、北陸電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

•場 所:富山県下新川郡朝日町

・原動力の種類: 風力(陸上)

·出 力:最大30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 9月29日
環境大臣意見受理	令和3年12月 9日
経済産業大臣意見	令和3年12月23日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内 電話03-3501-1742(直通) 北陸電力株式会社「(仮称)あさひ風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、富山県立自然公園条例(昭和 46 年富山県条例第4号)に基づく朝日県立自然公園が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境

への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区)が存在している。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ調査、予測及び評価を行い、地すべり、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号。)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5)植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において、植生自然度が高いとされた、アカマツ群落(IV)、チャボガヤーケヤキ群集の植生及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林が存在し、全域が富山県立自然公園条例に基づき指定された朝日県立自然公園の第3種特別地域に位置することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6)景観に対する影響

想定区域の全域が富山県立自然公園条例に基づく朝日県立自然公園の第3種特別地域に指定されているほか、想定区域の周辺には、当該県立自然公園の利用施設計画に位置付けられている「城山公園」、「上の山園地」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、これら主要な眺望点からの眺望景観に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該県立自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。